

# 令和4年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和4年4月19日（火）  
【開会】 14時00分  
【閉会】 15時06分  
【場所】 教育文化会館 第4・5会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
委員 田中 雅文	委員 野村 浩子

## 【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 徹	
教育政策室長 田中 一平	
教育環境整備推進室長 谷村 元	
職員部長 小澤 毅夫	
学校教育部長 大島 直樹	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 岸 武二	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹背 将行	
庶務課担当課長 喜多 智英	
総合教育センター総務室長 小嶋 健司	支援教育課長 末木 琢郎
総合教育センター総務室担当係長 大寺 泰	支援教育課係長 高木 直子
カリキュラムセンター担当課長 鶴木 朋和	指導課担当課長 五味 博
カリキュラムセンター指導主事 山中 美奈子	指導課指導主事 武田 弦
指導課長 古俣 和明	指導課担当課長 吉村 尚記
指導課係長 新津 尚之	庶務課課長補佐 伊藤 卓巳
調査・委員会担当係長 葛山 久志	
書記 長谷川 俊太	

## 【署名人】

委員 野村 浩子	委員 岩切 貴乃
----------	----------

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

## 3 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

## 4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 3は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、この報告につきましては、議会への報告及び提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

## 5 署名人

### 【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

野村委員と岩切委員にお願いいたします。

## 6 報告事項 I

### 報告事項No. 1 令和4年第2回市議会定例会について

#### 【小田嶋教育長】

初めに、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 令和4年第2回市議会定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

#### 【鷹嘴庶務課長】

それでは、報告事項No. 1 令和4年第2回市議会定例会について、御報告をさせていただきます。

資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。

「令和4年第2回市議会定例会 議案概要及び会議結果」でございますが、これは令和4年2月14日から3月18日まで開会されました市議会定例会において、提案された全議案の一覧でございます。

このうち、教育委員会事務局から提案した議案といたしましては、3ページを御覧いただきまして、議案第21号から第23号までの学校給食センター整備等事業の契約の変更についての3議案、また、教育委員会に關係する議案といたしましては、7ページを御覧いただきまして、議案第55号「川崎市教育委員会の教育長の任命について」、議案第57号「川崎市教育委員会委員の任命について」の2議案でございまして、3月18日の本会議におきまして採決が行われました。結果につきましては、いずれの議案も全会一致で、可決及び同意されたものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

「令和4年第2回市議会定例会 代表質問発言者及び発言要旨」についてでございます。

代表質問は、2月28日、3月1日の2日間で行われまして、資料は各会派からの代表質問の要旨を一覧にしたものでございます。このうち、教育委員会事務局に対する質問を網かけにしております。自民党からの質問といたしましては、「施政方針(市制100周年に向けた取組含む)について」、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン第3期実施計画(案)について」、「幸区への特別支援学校の設置について」、「児童生徒に対する本市施設及び市内施設でのフッ化物洗口の導入について」、「新型コロナウイルス感染症対策の状況について」などの質問がございました。

11ページから15ページまでは、それぞれみらい、共産党、公明党の順で各会派の質問を掲

載しておりますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

続きまして、16ページを御覧ください。

「令和4年第2回市議会定例会 予算審査特別委員会発言一覧」についてでございます。資料は予算審査特別委員会の開催日ごとに、会派名、委員名と質問要旨を記載した一覧になっておりまして、予算審査特別委員会は3月7日から3月10日までの4日間で行われ、教育委員会事務局に対し、31名の委員から41項目の質問がございました。

続きまして、17ページを御覧ください。

「令和4年第2回市議会定例会 代表質疑発言者および発言要旨」についてでございます。

代表質疑は3月18日の本会議において、全議案のうち追加議案として提出されました人事案件に関する議案に対し行われたものでございまして、教育委員会に関する質疑といたしましては、議案第55号「川崎市教育委員会の教育長の任命について」に対し、みらいから質疑がございました。

資料は質問要旨を一覧にしたものでございますので、後ほど、御覧いただければと存じます。

以上で、令和4年第2回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

#### 【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、令和4年第2回市議会定例会で教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございましたので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<了承>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

#### 【各委員】

<承認>

#### 【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

### 報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について

#### 【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

**【鷹嘴庶務課長】**

それでは、報告事項No. 2 市議会請願・陳情審査状況について、御報告をさせていただきます。

資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。

「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。

本日は、前回御報告いたしました、令和4年1月25日開催の教育委員会定例会以降に、文教委員会において審査されました請願・陳情につきまして、御報告をさせていただきます。

1ページおめくりいただき、2ページを御覧ください。

ページの一番下、請願第27号「川崎市独自の少人数学級推進を求める請願」でございます。

本件請願につきましては、令和4年1月27日の文教委員会で審査が行われました。

3ページ目を御覧ください。

こちらが当該請願書となっております。請願事項といたしましてはページの一番下「川崎市立小中学校の36人以上の学級を無くすこと」でございます。

審査の結果でございますが、委員から、「現状、義務標準法の改正によって段階的に学級編制の標準の引下げを行っており、法律に基づいてあくまでも計画的に35人以下に引き上げていくことが大事だと考える」という意見や、「国でも教職員定数の改善や小学校高学年の教科担任制の推進、また、中学校の学級編制等基準の引下げなど、議論が進んでおり、その推移を見守っていきたい」などの意見から、不採択となりました。

以上で、市議会請願・陳情審査状況についての報告を終わらせていただきます。

**【小田嶋教育長】**

ただいまの説明から、本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託・審査された請願・陳情書でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<承認>

**【小田嶋教育長】**

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

## 7 請願審議

請願第5号 2022年度教科書採択に関し「地域市民の民意を十分反映」できるための施策を

## 求める請願について

### 【小田嶋教育長】

続けて、請願審議に入ります。

「請願第5号 2022年度教科書採択に関し「地域市民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願」について審議いたします。

請願者の陳情が予定されていましたが、お見えになっていないようですので、事務局からの説明をお願いいたします。

### 【小嶋総合教育センター総務室長】

それでは、令和3年度請願第5号について御説明いたします。

初めに、請願書を御覧ください。

各請願事項に対して事務局の考え方を御説明いたします。

請願事項の①「出版社から提供された教科書を有効活用すること」についてでございますが、お手元の請願第5号資料の資料1を御覧ください。

資料1 ページ目上段、「教科書見本の送付数」についてでございますが、文科省通知の「教科書採択の公正確保について」「高等学校用教科書」でございますが、本市に送られてくる高等学校用の教科書見本につきましては、高等学校を所管する市町村教育委員会に原則1部。また、高等学校に置かれる課程に原則1部となっていることから、全日制と定時制を併せて9部。さらに、教科書センターに1部となっていることから、総合教育センターと教育会館の2か所分で2部となりまして、合計12部が上限となります。

12部の教科書見本につきましては、市立高等学校で調査研究するために9部、教科書展示会、教育委員及び指導主事に3部を予定しており、全ての教科書見本を適切に活用してまいります。

次に、請願事項②「市民に広く新しい高校教科書の内容を知る機会を保障すること」についてでございますが、資料1の下段、「教科書見本の取扱い」を御覧ください。文科省の通知によると、「教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること」と示されていることから、上限に満たない場合には、必要に応じて、教科書発行者に追加送付を求めてまいります。

次に、請願事項③「展示会場の削減や展示時間の短縮などを行わないこと、各展示会場の展示期間を長くし十分な日数を確保すること」についてでございますが、資料を1枚おめくりいただきまして、「展示会場と展示日数・日時（予定）」を御覧ください。

国が定める法定展示期間は14日間となっているところではありますが、本市におきましては、地域住民等の多くの方々に展示会に参加していただけるよう、国の法定展示期間より拡大して開催しているところでございます。

令和4年度における教科書展示会の開催予定日数は、展示日数一覧のとおりでございます。展示会場の削減や展示時間の短縮はございません。また、展示期間につきましては、施設によって異なりますが、延べ日数は82日となる予定でございます。

なお、「展示日時（予定）」につきましては、各会場の展示日及び展示時間の予定となっております。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、引き続き、消毒液の設置や、部屋の換気、人数制限等を考慮しながら、展示会を開催してまいります。

次に、請願事項④「各展示会場での案内を来場者により分かりやすく工夫すること」についてでございますが、資料1枚おめくりいただき3ページを御覧ください。各展示会場の入り口には案内を表示しておりますが、可能な限り分かりやすく表示していただけるよう、各市民館にも依頼してまいります。

次に、請願事項⑤「展示会場内に教科書を広げ各種教科書を読み比べることができるスペースを確保すること」についてでございますが、「展示会場における机・椅子の設置について（予定）」を御覧ください。各展示会場には、机を複数設置し、その上に教科書見本を展示しております、その場で椅子に座って閲覧することができます。またアンケートを記入する机・椅子も別途設置しております。プラザ大師、幸市民館、多摩市民館におきましては、展示会場の広さにより、机・椅子を設置できるスペースに制限があることから、複数設置することは困難ではありますが、展示会場に足を運んでいただく皆様が利用しやすい会場となるように、今後も工夫してまいります。

次に、請願事項⑥「市報での教科書展示会案内に、教科書採択に関して市民意見を求めている教育委員会の姿勢を示すこと」についてでございますが、これまでも、展示会場にアンケート用紙を設置して、市民の意見をいただいているところでございますが、展示会開催の案内として、市政だよりへの掲載や、区役所、市民館、図書館でのチラシの配布、市ホームページへの掲載、報道機関への情報提供など、引き続き、広報の充実に取り組み、市民の意見を求めてまいります。

次に、請願事項⑦「教科書展示会で示された市民意見を速やかに教育委員へ伝え、審議に際して参考となるよう教育委員が内容の確認や検討が出来る時間を確保すること」についてでございますが、展示会終了後に、アンケートの内容を要約せずに、原本の写しを教育委員に確認していただいているところでございます。

次に、請願事項⑧「教科書展示会で寄せられた市民アンケートによる意見を教科書採択審議に十分活用すること、教育委員会会議の場に市民意見を資料として複数部設置すること、後日教科書採択に関して関係書類等を公開する際に市民アンケートも含めること」についてでございますが、資料を1枚おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。展示会のアンケートにつきましては、先ほど⑦で申し上げたとおり、原本の写しを教育委員が確認し、教科書採択の審議に当たって十分に活用していただいているところでございます。

当該アンケートは、採択権者である教育委員会の各委員が、調査研究の参考とすることを目的として実施しているものでございまして、請願事項にありますとおり、その内容を公開することを条件としますと、少なからず委縮効果が生まれ、アンケートをためらう方が出る可能性がございます。これにより、幅広く様々な意見を教育委員へ届けるという趣旨が損なわれるおそれがあることから、その内容を広く一般に公表することや、傍聴者の閲覧に供することは予定しておりません。

次に、請願事項⑨「教科書採択審議に関連し作成された資料をすみやかに公開すること」についてでございますが、現在、川崎市教科用図書選定審議会の議事録等については、教育委員会で

の採択終了後に情報プラザ等で紙資料を公開するとともに、令和2年度からは、教育委員会のホームページで公開するなど、採択の透明化に努めているところでございます。資料の5ページを御覧ください。

議事録の作成や委員への確認等に一定の時間を要することから、令和3年度につきましては、12月28日にホームページに議事録を含む資料を公開したところでございます。

今後につきましては、審議会の議事録を除く会議資料等について、採択終了後、ホームページで公開するとともに、議事録の速やかな作成等に取り組み、議事録が完成し次第、追加でホームページへ公開できるよう対応を図ってまいります。

次に、請願事項⑩「教員用に準備される展示会に現場の先生が参加できる時間の確保と出張できる体制を整え、参加者の人数も把握すること」についてでございますが、高等学校の教科書見本につきましては、直接学校に送付され、各学校で教科書見本を手に取りながら調査研究することができるため、教員向け展示会の開催は予定しておりません。

また、特別支援学校につきましては、総合教育センター等で開催される展示会を活用しており、各学校へ開催日を事前に周知してまいります。

総務室からの説明は以上でございます。

#### 【喜多庶務課担当課長】

続きまして、請願事項の⑪及び⑫について、庶務課から御説明いたします。

請願事項⑪「開催日は遅くとも1か月前には公表し広報すること」についてでございますが、資料の7ページ目を御覧ください。昨年度は開催日の約1か月前に教科用図書採択について審議する教育委員会会議の開催について公表しております。今年度につきましても、おおむね同時期に周知するよう検討してまいります。

続きまして、請願事項⑫「ヒアリンググループについて、機器の設定に十分な配慮をし、より有効に活用できるようにすること」についてでございますが、今年度につきましても、昨年度と同様に、川崎市聴覚障害者情報文化センターで貸出しを行っているヒアリンググループをお借りし、傍聴席に設置する予定でございますので、補聴器を使用している方に対しまして、引き続き、請願事項⑪でお示ししました約1か月前の公表時に、ヒアリンググループの設置や運用についての情報を掲載するなど、柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

説明は以上でございます。

それでは、御質問や御意見がございましたら、よろしく申し上げます。

石井委員。

#### 【石井委員】

今、事務局から御説明のあったとおり、引き続き取り組んでいく事項につきましては、それぞれ工夫をしながら実施をしていただきたいというふうに思います。

他方、請願の⑧については、アンケートの公開をすることで、やっぱり委縮効果が生まれたり、



幅広い意見が集まらないおそれがあるのではないかなというふうに思います。

また、⑩につきましては、各高等学校に教科書見本が送付されて、教員向けの展示会というのは開催されないということですから、本請願の取扱いについては不採択でよろしいのではないかなと考えます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。請願の取扱いに関する意見をいただきました。

ほかの方は御意見、また質問等もあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員。

**【田中委員】**

私も⑧と⑩については同様に考えますので、石井委員と同じように不採択でよいと考えました。

**【小田嶋教育長】**

ほかの委員はいかがですか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

御説明ありがとうございました。

今のお話ありましたように、おおむね既に実行していたり、改善をしている部分が多いかなと拝見いたしました。それから拝聴いたしました。ただ、今、石井委員からもございましたように、⑧について、そして⑩については、そのまま採択することはできないかなと思いますので、石井委員に賛成でございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

ただいま、3人の委員から本請願の取扱いにつきましては、不採択でよいのではないかなという御意見をいただきました。そういった御意見を踏まえまして、私のほうで少し取りまとめたと思いますので、お願いします。

請願事項①の「出版社から提供された教科書の有効活用」や、請願事項③、④、⑤、⑥、⑦、⑩など、現在も対応しているものにつきましては、引き続き適切に対応をしていくこと。

請願事項②の「市民に広く新しい高校教科書の内容を知る機会を保障すること」については、送付される教科書見本の上限部数に満たない場合は、必要に応じて教科書発行者に追加送付を求めていくこと。

請願事項⑨の「教科書採択審議に関連し作成された資料をすみやかに公開すること」については、採択終了後、会議資料等についてはホームページで公開するとともに、議事録の速やかな作成等に取り組み、議事録が完成次第、追加でホームページへ公開できるよう対応していくこと。

そして、請願事項⑫の「ヒアリンググループの利用に関しては機器の設定に十分な配慮をし、より有効に活用できるようにすること」につきましては、今年度も引き続き設置することを検討し、

事前に設置や運用について周知を図るなど、柔軟に対応していくこと。

以上のようなことが確認できたと思います。

しかし、今、3人の委員からもありましたように、請願事項の⑧「教育委員会会議の場に、市民意見を資料として複数部設置すること、後日教科書採択に関して関係書類等を公開する際に市民アンケートも含めること」、これにつきましては、公開することにより少なからず委縮効果が生まれ、様々な意見を教育委員へ届けるという趣旨が損なわれるおそれがあることから、その内容を公開しないこと。

また、請願事項⑩「教員用に準備される展示会に現場の先生が参加できる時間の確保と出張できる体制を整え、参加者の人数も把握すること」につきましては、高等学校においては教科書見本が直接学校に送付され、各学校で調査・研究が行われることから、教員向け展示会は開催されないこと。

以上のことが確認できたかと思います。

これらの点から考えますと、本請願の取扱いといたしましては、願意は十分踏まえた上ではございますが、一部は実施することが難しいということもございますので、不採択としたいと考えますが、いかがでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、不採択として決定させていただきます。

## 8 議事事項

**議案第1号 令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について**

**【小田嶋教育長】**

続いて、議事事項に入ります。

「議案第1号 令和5年度川崎使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問について」の説明を、指導課長、お願いいたします。

**【古俣指導課長】**

それでは、議案第1号「令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針について及び同教科用図書の選定に係る諮問」について御説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

初めに、「令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針」について御説明いたします。

1の「目的」でございますが、教科用図書は各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進め

る上で極めて重要な役割を果たすものでございます。

よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続の公正かつ適正を期すために、令和5年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、「(1) 採択の権限」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限の下、公正かつ適正に実施してまいります。

次に、「(2) 採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和5年度に使用する教科用図書を採択いたします。

採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登載された教科用図書のうちから採択するものといたします。

ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級等におきましては、下段の枠内の※4にございますとおり、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、該当する教科用図書も採択できるものといたします。

資料を1枚おめくりいただきまして、2ページを御覧ください。

次に、「(3) 教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものといたします。

次に、「(4) 採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表いたします。

また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については、採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めてまいります。

次に、「(5) 静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等により、採択がゆがめられたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「(6) 採択地区」でございますが、小学校及び中学校における採択地区は1地区といたします。川崎高等学校附属中学校及び高等学校は学校ごとに採択を行います。また、特別支援学校及び特別支援学級は一括で採択を行います。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧ください。

「(7) 採択時期」につきましては、8月31日までに行うものとされております。

次に、「3 教科用図書の調査審議」の「(1) 教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は、審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。

審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に調査審議し、審議結果を教育委員会に答申いたします。

次に、「(5) 調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の五つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

1点目は、「学習指導要領との関連」、1枚おめくりいただき、4ページにお進みいただき、2点目は、「編集の趣旨と工夫」、以下、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。

4の「教科用図書の採択手順」でございますが、初めに、(1)の小学校が使用する教科用図書

につきましては、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

次に（２）の中学校及び川崎高等学校附属中学校が使用する教科用図書につきましても、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

次に（３）の高等学校が使用する教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんが、新学習指導要領の実施に伴い、新たに採択を行うこととなります。

５ページを御覧ください。

（４）の特別支援学校、特別支援学級の教科用図書も含めまして、後ほど、フロー図にて御説明いたします。

下段の５の「教科用図書展示会」でございますが、教科用図書展示会につきましては、６ページを御覧いただければと思いますが、６ページでございますとおり、本年６月１０日から８月３日までの期間におきまして、お示しの８か所でそれぞれ実施いたします。開催日時につきましては６ページの中段から７ページにかけまして、会場・日時の一覧のとおりでございます。

さらに１枚おめくりいただきまして、８ページを御覧ください。

８ページ一番下の四角囲みに「校内調査研究会」と「調査研究会」がございます。左側の「校内調査研究会」は、各学校においてそれぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございます。教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございます。

そして、この「校内調査研究会」では、各校の目指す生徒像や身につけさせたい力等を、教科ごとに記載した「教科用図書採択の観点」を作成するとともに、選定候補となる複数の教科用図書に関する内容の調査研究を行い、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。

一番下右側の「調査研究会」は、各高等学校の教科ごとに選任された調査研究員で構成され、選定候補となった全ての教科用図書について調査研究を行い、⑤で、「校内採択候補検討委員会」に調査研究の報告をいたします。

「校内採択候補検討委員会」は、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて１０名程度になるものと想定しております。

「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査委員会」及び、「調査研究会」の報告を基に、採択候補一覧表を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、⑥で、川崎市教科用図書選定審議会に提出いたします。

教科用図書選定審議会では、調査研究等の報告を参考にしつつ、様々な視点で審議し、⑦で、審議結果を教育委員会に答申いたします。

教育委員会においては、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審議し、最終的に、教育委員会の権限と責任の下、教科用図書を採択していただくこととなります。

１枚おめくりいただきまして、９ページを御覧ください。

特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順でございます。

特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございますが、学校が学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の使用を希望する場合には、校内調査研究会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性などを踏まえて調査研究し、教科用図書選定審議会に報告い

たします。

また、特別支援学校の高等部におきましては、現在特別支援学校用の教科用図書がございませんので、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を調査研究し、学校ごとに選定した図書を、教科用図書選定審議会に報告いたします。

審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、④でその審議結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において、毎年採択していただいております。

1枚おめくりいただきまして、10ページを御覧ください。

今後のスケジュールでございます。御参照ください。

さらに、1枚おめくりいただきまして、11ページを御覧ください。

「令和5年度使用教科用図書の選定に係る諮問について」でございます。

本年度は、令和5年度に使用する、高等学校、特別支援学校及び特別支援学級の教科用図書の採択替えを行いますので、あらかじめ川崎市教科用図書選定審議会から意見を伺うため、教育委員会が審議会に、それらの調査審議について、諮問を行うものでございます。

本委員会で御承認いただきましたら、もう1枚おめくりいただきまして、12ページにございますとお伺いをし、手続を進めてまいります。

さらに1枚おめくりいただきまして、13ページは、当該諮問の根拠法令である「川崎市附属機関設置条例」でございます。

そして、4枚ほどおめくりいただきまして、資料の17ページになりますが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び「同法施行令」の該当条文を掲載してございますので、御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

野村委員、どうぞ。

#### 【野村委員】

御説明ありがとうございました。

採択手順のフロー図、8ページのところで2点質問がございます。

1点目が、ページ右下にある調査研究会について、教科ごとに選任ということがありますが、この選任の方法をお伺いしたいということが1点と。

もう一つ、川崎市教科用図書選定審議会のこのメンバーというのは、例えばジェンダーのバランスが配慮されているのかということについてお伺いしたいです。

よろしく申し上げます。

#### 【小田嶋教育長】

では、2点ありましたので、調査研究会の委員の選任について。

#### 【山中カリキュラムセンター指導主事】

お答えいたします。

調査研究会の選任というところでございますが、それぞれの学校がそれぞれの学校ごとに校長を長として教科書の採択についての調査研究をしております。それぞれの学校の評価の中で、教科ごとに、誰が調査研究会の担当をするかというのを選んでいただき、それを校長先生が確認をして調査研究会はこの学校の国語だったら誰、数学だったら誰というように選出されるものでございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。各学校の教科ごとに選出された先生が集まって調査研究会を構成しているということになると思います。

あともう1点。選定審議会のジェンダー配慮等、あるいは委員の男女別の人数等をお知らせいただければと思います。

**【古俣指導課長】**

審議会委員につきましては、学識経験者、学校教育関係者、またPTAの観点から推薦いただいたような学校教育関係者も含めて、バランスよく委員の構成をしているところでございます。例えば、ジェンダーの関係につきましても、現在、依頼をしているところでもございますけれども、そのような部分にも配慮しながら進めていきたいと考えております。

**【小田嶋教育長】**

野村委員、よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**【各委員】**

<なし>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第1号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それでは、議案第1号は原案のとおり可決いたします。

**議案第2号 令和5年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要項について**

**【小田嶋教育長】**

次に、「議案第2号 令和5年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要項について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

それでは、議案第2号の「令和5年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」について御説明させていただきます。

まず、資料1「令和5年度川崎市立高等学校における募集形態」を御覧ください。

川崎市立高等学校は5校ありまして、幸高等学校を除く4校に定時制の課程が併置されております。

各校の設置学科でございますが、全日制の課程につきましては、川崎高等学校には普通科、生活科学科及び福祉科、幸高等学校には普通科及びビジネス教養科、川崎総合科学高等学校には情報工学科をはじめとする工業に関する5学科及び科学科、橘高等学校には普通科、スポーツ科及び国際科、高津高等学校には普通科がございます。

定時制の課程につきましては、川崎高等学校に普通科の昼間部、その他の定時制につきましては夜間部でございますが、川崎総合科学高等学校にはクリエイト工学科及び商業科、橘高等学校及び高津高等学校には普通科がございます。

それでは、議案第2号「令和5年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」の議案書を御覧ください。

まず1の「募集の区分」についてでございますが、全日制の課程では一般募集、定時制の課程では一般募集及び特別募集として在県外国人等特別募集をいたします。

この今年度から実施する在県外国人等特別募集でございますが、国際化の進展に伴い国際人の育成が求められていることから、海外帰国の生徒や在県外国人の生徒を受け入れ、川崎市立高等学校の生徒とともに学ぶ機会を設けることにより、国際教育を推進するための募集でございます。

次に、2の「志願資格」を御覧ください。

(1)の一般募集の志願資格でございますが、平成20年4月1日以前に出生した者で次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則の要件を満たす者でございます。

次に、(2)の在県外国人等特別募集の志願資格でございますが、前記(1)に該当する者であって、「入国後の在留期間が6年以内」の外国籍を有する者または日本国籍を取得して6年以内の者でございます。

次に、3の「学区の確認」については、資料2「川崎市立高等学校の通学区域に関する規則」の抜粋を御覧ください。

川崎市立高等学校の学区につきましては、第2条第1項及び第2項にございまして、「普通科」に係る学区は「川崎市全域」とし、「普通科を除く学科」、具体的には工業や商業などの「専門学科に係る学区」は「神奈川県内全域」といたします。

また、第4条の「就学の特例」といたしまして、普通科において、川崎市外であっても「県内に住所を有するもの」は「志願することができる」ものとし、この場合において入学を許可される者の数は「募集定員の8%以内」といたします。

また、第6条の「県内に住所を有する者」のうち、「外国の国籍を有するもの」は、「学区以外

からも志願することができる」ことから、在県外国人等特別募集については「神奈川県内全域」から志願できるものといたします。

議案書にお戻りいただき、2ページを御覧ください。

4の「募集の方法」につきまして、(1)にありますように、一般募集は、各高等学校の各課程における学科ごとに行います。

(2)の在県外国人等特別募集は市立川崎高等学校定時制の課程昼間部において行います。

次に、5の「募集期間」につきましては表のとおりでございます。

なお、表の右側の「定通分割選抜」とは、夜間の定時制と通信制の課程において、受検の機会をさらに確保するために共通選抜と分けて実施するもので、共通選抜の合格発表後に実施する選抜でございます。

3ページを御覧ください。

9の「選抜のための検査」についてでございますが、(1)の一般募集につきましては、全日制の課程は原則として5教科の学力検査と面接、定時制の課程は、3教科の学力検査と面接を実施いたします。

また、どちらの課程も必要に応じて特色検査を実施することができるものといたします。

特色検査につきまして、川崎市立高校では、川崎総合科学高校デザイン科のデッサンの実技検査、橘高校スポーツ科の競技の実技検査を例年実施しております。

(2)の在県外国人等特別募集につきましては、3教科の学力検査と面接を実施いたします。この検査問題には、あらかじめルビがついております。

今年度につきましても、(4)にありますように、新型コロナウイルス感染者または濃厚接触者と認定されたことにより、共通選抜における全ての学力検査を受検できなかった志願者を対象として追加の検査を実施いたします。

4ページを御覧ください。

10の「検査等の期日」でございますが、先ほど説明したとおり、共通選抜の発表後に定通分割選抜を実施いたします。

なお、具体的な募集定員につきましては、毎年10月の教育委員会でお諮りしておりますので、そちらで提案させていただきます。

説明は以上でございますが、検査内容や選抜方法等の対応につきましては、神奈川県、横浜市、横須賀市教育委員会と連携し、検討してまいります。

以上でございます。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

岩切委員。

#### 【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

川崎市立高等学校の入学者募集に関して質問です。

今年度より特別募集で在県外国人等特別募集を行うというお話がございました。そして、資料



のほうで説明いただきましたが、資料2の第4条のところに8%以内とするという言葉がありました。この8%という設定はどのような過程で決められたのかということを質問したいと思います。

また、今、中学校等でどのくらいの外国人の方が在籍しているかが分かれば教えていただきたいと思います。

以上です。

**【小田嶋教育長】**

お願いいたします。

**【五味指導課担当課長】**

8%に関しましては、通学区域の規定のところ、川崎市民を優先しようというところから8%が妥当ということで決まったと伺っております。これは、この規則ができた当時からこのようになっております。

あと、すみません、現在、中学校に在籍している外国籍の数は、今手持ちがございません。

**【田中教育政策室長】**

昨年度、令和3年5月1日現在の数字になりますが、中学校におきましては全市合計で285名の外国人児童・生徒が在籍しております。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

先ほど質問8%のお答えは、これ市内からの定員が8%ということですか。

**【五味指導課担当課長】**

市外からということですね。

**【小田嶋教育長】**

先ほど岩切委員の御質問は、在県外国人等特別募集との絡みでの8%という御質問です。そちらについては、特に8%という規定はないわけですね。

**【五味指導課担当課長】**

すみません、私が割愛しました。在県外国人等特別募集は学区が全県となりますので、8%は関係ございません。

**【岩切委員】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

**【石井委員】**

在県外国人等特別募集、3ページの(2)の学力検査ですが、国語、数学、外国語及び面接ということですが、この国語、いわゆる日本語の能力というのは何か日本語検定何級とか、そのような縛りが、あるのでしょうか。また、ここで言う国語というのはどの程度のレベル、なかなか客観的に難しいのかもしれませんが、どの程度というか、どのような国語の試験になるのでしょうか。

**【五味指導課担当課長】**

基本的に問題自体は一般募集と同じものでして、中学校学習指導要領に基づいた範囲から出題されております。ただし、在県外国人等特別募集ということで、ルビは全て振られているという形になっております。

**【小田嶋教育長】**

特に、今、日本語検定等の質問ありましたけれども、何かそういったものを考慮するとかそのようなことは特にないわけですか。

**【五味指導課担当課長】**

そうした考慮はございません。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか、石井委員。

**【石井委員】**

はい。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

**【野村委員】**

どの学校ということではないんですけども、いずれの試験におきましても、例えば文字を読むことに困難がある、もしくは時間がかかる、書くことに関してタイピングだったらできるけれども手書きだと難しい、そういったお子さんもいらっしゃるかと思うのですけれども、試験時間を長く設定するですとか、場所によっては問題文読み上げだけの配慮があったりするような試験も聞いたことがあります。川崎では、そういった試験に対する配慮というのが前例はあったりするのかな、もしくは今後そういうことが検討されているのか、教えていただくと助かります。

**【五味指導課担当課長】**

議案書の4ページを御覧ください。

今、説明は省略させていただいたのですが、9の(5)、(6)にあるように、海外から移住してきた方に対する配慮ですとか、(6)のほうですと障害等がある志願者のための配慮がございまして、中学校の日常での様子を見させていただきまして、一定時間延長するですとか、外国籍ではないですがルビを振るですとか、そういった状況に応じた配慮は現状でも行っております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

田中委員。

**【田中委員】**

どうも御説明ありがとうございました。

細かいことなのですが、資料2の1ページ、第4条、先ほど岩切委員も話題に出された8%の点なのですが、これをあらかじめ今年度は8%にするとか、6%にするとか決めておけば、志願者が出た段階で今年の倍率は何倍というのが出ますよね。ただ、学力検査をやった上でその後決めていくのだとすると、倍率はあらかじめ分からないで、結果的に分かるということになると思うのですが、この8%以内で実際に何%になるかを決めるのは、どの段階かを教えていただけますか。

**【五味指導課担当課長】**

こちらは募集定員がありまして、その市外からの入学者が最大8%以内ということになっておりますので、例えば定員が100名であれば、8名までは受入れをしますという形で、それが何名になるかは志願者が出てこないと分からないのですが、あくまでも定員に対して8%以内の入学者を決めるというものです。

**【田中委員】**

ということは、市外と市内の人をまとめて同じ検査をして、例えばですね、上から順番に取って行って、市外の方が8%を超えた時点でそれ以降の人は遠慮していただいて、残りは全部市内で取るというような形ですか。

**【五味指導課担当課長】**

そのとおりでございます。

**【田中委員】**

分かりました、ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

岡田委員。

**【岡田教育長職務代理者】**

説明ありがとうございました。一つだけ教えてください。

例えば、ウクライナからいらっしゃった方が受検するとなったときは、例えば4ページの一番上の(5)に該当していると考えerのでしょうか。それとも、そうではなくごく普通に県外に在住しているという捉え方でいいのでしょうか。そこだけ教えてください。

**【五味指導課担当課長】**

この4ページの(5)は、まず本人から申請のあることが要件ですので、ウクライナから来た方でも受検資格が当然あって、こういった申請方法が出れば配慮はする形になると思いますので、本人の申出次第です。

**【岡田教育長職務代理者】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはよろしいでしょうか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

先ほど、受検資格のところと年齢のところ、平成20年4月1日以前に出生した者とございました。ということは、これ年齢制限は特に設けていないので、例えばなのですけれども、先日、訪問させていただいた夜間中学、そこに通われているような年配の外国人の方がいらっしゃったとしても、そういう方がこの国籍を取得して6年以内だったり、あるいは在留期間通算で6年以内だったりということであれば、受検可能と考えてよろしいですか。

**【五味指導課担当課長】**

在県外国人等特別募集のほうということでもよろしいですか。  
年齢制限ございませんので、資格があれば受検は可能です。

**【岩切委員】**

ありがとうございました。

**【小田嶋教育長】**

よろしいでしょうか。

**【各委員】**

<なし>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第2号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第2号は原案のとおり可決といたします。

以下、非公開になります。

<以下、非公開>

## 9 報告事項Ⅱ

### 報告事項No. 3 「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告」について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

報告事項No. 3 「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告」についての説明を庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 3「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」につきまして御説明申し上げます。

こちらにつきましては、「市長の専決事項の指定について第2項による専決処分」について御報告するものでございます。

1番を御覧ください。専決処分年月日は「令和4年2月18日」、損害賠償の額は「9万4,090円」でございます。

事件の概要でございますが、「令和3年7月20日、市立学校の校庭で、本市職員が草刈り作業中、草刈り機によって跳ねた石が、作業現場付近に駐車していた被害者所有の軽自動車に当たり、破損させたもの」でございます。

次に、2番を御覧ください。専決処分年月日は「令和4年3月16日」、損害賠償の額は「15万2,180円」でございます。

事件の概要でございますが、「平成31年3月18日、市立学校の教室で、清掃作業中、被害者が、床に塗布されたワックスの剥離剤に触れ、負傷したもの」でございます。なお、この事故は、令和2年9月28日の教育委員会定例会において御報告いたしました案件と同じ事故における別の被害者でございます。

これらの事件につきましては、本市に国家賠償法に基づく損害賠償責任があることを認めたも

のでございます。

なお、これらの案件につきましては、令和4年第3回市議会定例会に報告をいたします。  
説明は以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等ございますでしょうか。

田中委員。

**【田中委員】**

御説明ありがとうございました。

2つあるのですけれども、1つは2番目の番号のところ、被害者は清掃員ということではなくて、清掃員が作業をしているときに、そうではない人がたまたま剥離剤に触れて負傷したというようなことでよろしいですか。

**【喜多庶務課担当課長】**

清掃員ではなく、先生がその作業をやることによって児童に働きかけというか、誰かやらないかということで募集をしたところ生徒が手を挙げて、お手伝いをさせていただいた生徒が被害を被ったという状況でございます。

**【田中委員】**

分かりました。ありがとうございます。

もう1つなのですけれども、損害賠償の額とありますが、これは教育委員会が保険に入っていて、そこから支払われたという理解でよろしいのですか。それとも、そうではなくて、教育委員会として支払う、そういう形でしょうか。その辺の制度上のことをよく理解していないので、教えていただけるでしょうか。

**【伊藤庶務課課長補佐】**

お答えいたします。教育委員会は川崎市の保険に入っておりまして、一時的には市が払うことになるのですが、後々保険会社に請求いたしまして賄われる予定でございます。

**【田中委員】**

分かりました。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

**【岩切委員】**

単純な質問で恐縮なのですが、1つ目の件についてですが、昨年2021年にこういっ

たものが半年ぐらいたって賠償になったということだと思いのですが、これ期間がかかるのって  
どういう背景があるかって教えていただいていいですか。

【喜多庶務課担当課長】

実際には修理にかかるというところと、やはり賠償額の確定というところと、あと示談に向け  
ての期間というところで日数はかかっている状況でございます。

【岩切委員】

この示談をするに当たっての弁護士費用とかそういったものは含まれずに、相手の方にお支払  
いする金額だけがここに記載されていると考えてよろしいですか。

【喜多庶務課担当課長】

そのような状況でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

<なし>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.3は承認といたします。

## 10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(15時06分 閉会)